

2022年（令和4年）4月の成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策ないし施行日の延期を求める会長声明

1 声明の趣旨

- (1) 国に対し、成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」制定の際の参議院附帯決議の内容とされた各課題に対する措置の速やかな実現を求める。
- (2) 仮に(1)が実現されないときには、成年年齢を引き下げる法律の施行日を延期することを求める。

2 声明の理由

- (1) 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「本法律」という。）の施行日が2022年（令和4年）4月1日に迫っている。
- (2) 社会経験に乏しく判断能力も未熟な未成年者は、消費者トラブルから保護するための手段として未成年者取消権（民法5条2項）により保護されてきた。しかし、成年年齢引下げに伴い、18歳、19歳の若者は未成年者取消権を失う結果、悪徳商法のターゲットとなったり、経済的基盤を持たないまま成人を迎えるため、消費者金融等で借り入れた金銭をもって悪徳商法による商品購入代金を支払ったりすることで、その被害が従来よりも深刻化することも想定される。

このように、成年年齢の引下げに伴う18歳、19歳の消費者被害が拡大し、またその被害も深刻化するおそれは極めて高いといわなければならない。

- (3) このような問題につき、民法の成年年齢引下げについての2009年（平成21年）10月の法制審議会においても、結論としては成年年齢の18歳への引下げを適当としながらも、①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れることが引下げの前提条件とされていた。

この意見を受けて2018年（平成30年）の通常国会に法案が提出されたが、条件整備のほとんどがいまだ達成されていなかったため、本法律の施行日は、成立後3年10か月という異例の長期の準備期間をおいた2022年（令和4年）4月1日とされた。

- (4) また、本法律成立に際しては、参議院法務委員会において全会一致で附

帯決議がなされ、そこでは、①知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること（法成立後2年以内）、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと（法成立後2年以内）、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表することなどが求められた。

これらは、法制審議会の示した前提条件を達成しないまま本法律が成立したという状況を踏まえ、本法律施行までに必ず実現しなければならない施策として示されたものであった。

(5) しかし、本法律成立から3年以上が経過した現時点でも、附帯決議が求める施策の実施はいずれも不十分である。

特に、つけ込み型不当勧誘取消権の創設に関しては、2017年（平成29年）9月から2018年（平成30年）6月まで開催された「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」において若者の消費者被害に遭う心理的要因を分析した結果、情報商材被害やマルチ商法被害を筆頭とした、高揚感あるいは期待感をあおられて契約に至る被害類型や、本来の意思決定から注意がそれたり思考の範囲が狭まったり、思考力が低下した心理状態（浅慮）で契約に至る被害類型が多く見受けられることから、2019年（平成31年）2月から同年9月まで開催された「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」などでは、これら被害を救済する規定の必要性が強く指摘されてきたところである。これら検討会、研究会の報告を受け、また、2018年（平成30年）消費者契約法改正時の附帯決議でもつけ込み型不当勧誘取消権の創設が求められていることから、2019年（令和元年）12月から「消費者契約に関する検討会」が開催されてはいるものの、今現在においても、具体的規定の創設については何ら整備されていない。

その一方で、消費者教育については、2012年（平成24年）12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体が消費者教育の推進に関する諸施策を策定及び実施する責務を有することが明記されたが、現在においても、同法に基づく消費者被害の予防につな

がる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとはいえない。さらに、成年年齢引下げ自体の周知はされていても、その弊害としての成年年齢引下げに伴う18歳、19歳の若者の未成年者取消権の喪失による消費者被害拡大のおそれについての周知徹底がなされているとは言い難い。

(6) よって、当会は、国に対し、成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」制定の際の参議院附帯決議の内容とされた各課題に対する措置の速やかな実現を求めるとともに、仮に実現されないときは、成年年齢を引き下げる法律の施行日を延期することを求める。

令和3年11月19日

千葉県弁護士会

会長 三浦 亜紀